

# 入校規約

## 1.入校にあたってのお願い

ドローン教習所仙台校(以下「当校」)は国土交通省およびドローン検定協会の指導監督を受け、法令に基づいてドローン教習所として業務の運営しております。

入校を希望する皆様には以下のようなお願いをさせていただきますが、入校していただいた皆様方が気持ちよく、教習を受けていただくための内容となっております。ご理解の程どうぞ宜しくお願い致します。

## 2.ご入校資格について

ご入校資格は、次の通りとします。

- (1)修了審査を受ける時点(講習期限内に限る。)で16歳以上であること。
- (2)航空法施行規則別表第6に定める身体検査基準を満たすこと。
- (3)航空法132条の45第2項及び第3項の欠格事由に該当しないこと。
- (4)登録申請システムによる「技能証明申請者番号」を取得していること。

ご入校の許可を受けた者が次の各号に該当する場合は、その理由を記載した文書にて受講者様に対して通知を行った上で入校の許可を取り消し致します。

- (1)講習開始日から1年経過してもなお修了者の決定を受けていない場合
- (2)不正受験者の修了決定の取り消しを受けた場合
- (3)悪意で不正をはたらき講習を受講した場合
- (4)入校金および講習料金を請求したにも関わらず期限内に納められない場合
- (5)他の受講者様又は講師又は修了審査員に危害を与える行為を行った場合
- (6)公序良俗に反する行為を繰り返した場合

## 3.禁止事項等

当校では次のような行為を禁止しております。

- ・他の受講生や職員に迷惑となる行為及び暴言や暴力行為を行うこと
- ・受講日の日程や教習等の強要をすること
- ・運営上の決まりごとに従わない事
- ・教習や修了審査等の録音・録画およびインターネット上への投稿
- ・公序良俗に反する服装の着用や言動をすること。
- ・その他、当校の業務遂行において迷惑・損害・不利益となる行為をすること

禁止事項またはそれらに類する行為に該当した場合、協議のうえ退校していただくことがあるほか、その行為が悪質であったり違法である場合は警察等へ通報をさせていただきます。

#### 4. 講習料金及び退校時の払い戻し規定

補講や再審査等による追加講習が発生した場合、別途追加料金をいただく場合がございます。

また、入校金・受講料金等の返還について次に掲げる場合を除き、返金致しません。

- (1) 入校の許可を受けられなかった
- (2) 当校の責に帰すべき事由により講習又は修了審査を受けることが出来なかったとき
- (3) 受講者様の責によらない事由により講習又は修了審査を受けることが出来なかったとき
- (4) 入校お申込み後、講習開始日の7日前までに入校の取り消しの申し出があったとき

前項の規定によらず返金する場合の返金額については、既納の受講料等から返金の事由が生じた時点までの経費(返金に掛かる所要の手数料を含む。)を差し引いた額と致します。

#### 5. プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

個人情報につきましては、当校の連絡事項及び情報提供以外には使用致しません。この目的以外の第三者に譲渡、提供することはありません。

#### 6. 免責事項等

お客様が次の例示するような事由により損害が被られた場合において、当校は責任を負いかねます。

- ・教習中や修了審査中に自己の不注意により生じた事故や破損による負傷等の治療費及びその他の損害について
- ・貴重品を紛失又は盗難被害等遭った場合
- ・天地地変、官公庁命令、法令の制度・改廃、流行病、その他当社が管理できない事由により生じる教習の変更もしくは中止

#### 7. 反社会勢力の排除

(1) 暴力団関係者及び反社会的勢力(「企業が反社会勢力による被害を防止する指針」(平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申告)参照)に該当する方の入校はできません。

(2) 当校は、入校後申込者が暴力団関係者及び反社会的勢力に該当することが明らかになった場合、直ちに退校していただき、一切の返金に応じることは致しません。